

令和6年台風10号による被災者の皆様に対する  
JAバンクにおける相談対応等について

令和6年9月2日  
あいら農業協同組合

令和6年台風10号により、被害にあわれた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当JAでは、この度の台風により災害救助法が適用された地域の被災された皆様への非常取扱いを下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

**当JAの非常取扱い内容について**

- (1) 現金の払い出しに関して、貯金証書、通帳を紛失された場合でも、窓口にご相談ください。
- (2) お客様の希望による定期貯金、定期積金等の期限前解約もお受けいたします。  
また、定期貯金等を担保とした貸付もご相談ください。
- (3) 今回の災害による障害により、支払期日が経過した手形については、関係金融機関での協議により、取り立てが可能です。
- (4) 損傷した紙幣や硬貨の引換は、ご相談ください。
- (5) 融資に関しまして、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

本件に関する問い合わせ先  
あいら農業協同組合 本所 金融部  
TEL 0995-55-7306